

浜松市では令和7年5月26日から

盛土規制法の運用を開始しました



盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、旧宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されました。

浜松市では令和7年5月26日に市の全域を新たな規制区域に指定するとともに盛土規制法の運用を開始しました。

盛土規制法の概要

●規制区域が指定されました

浜松市は全域を規制区域に指定しています。

●安全な盛土等をつくります

盛土等に伴う工事は、あらかじめ許可が必要となります。

●盛土等を安全に保つ必要があります

土地の所有者や管理者は盛土等を安全に管理する責任があります。

●罰則が強化されました

不法・危険盛土等に対する拘禁刑や罰金刑が強化されました。

盛土等を行う場合は事前に浜松市長の許可が必要になります！

許可が必要な規模

宅地造成等の際に行われる**盛土・切土**だけでなく、単なる**土捨て行為**や**土石の一時的な堆積**についても規制の対象となります。

➤詳しくはホームページをご確認ください。



＜市HP 盛土規制法の概要＞

＜土地の形質の変更＞

要件	① 盛土で高さが1m超の崖を生じるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生じるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生じるもの（①、②を除く）	④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

＜土石の堆積＞

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

※「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものは除く）以外のものをいう。

盛土、擁壁等の維持管理

重要!

- 過去に造られた盛土、擁壁等も含めて、土地所有者等はその土地を安全な状態に維持する責任があります。
- 周辺の土地の安全確保のため、土地所有者等に法律に基づく是正命令が行われる場合もあります。

このような現象が見られる場合は注意が必要です！



＜盛土の浸食・亀裂＞



＜地下水の恒常的なしみ出し＞



＜擁壁の割れ＞

盛土通報について

浜松市では、不適切な盛土や既存の盛土の異常を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、盛土等の通報窓口を設けています。

不適切と思われる盛土等を発見した際はご通報頂きますようご協力お願いします。



＜農地に造成された無許可盛土事例＞



＜道路沿いに造成された無許可盛土事例＞

危険な盛土
があります！

盛土が割れ
ています！

擁壁に亀裂が
入っています！



➤盛土規制法の許可を得ている場合は現場に許可内容を記した標識看板が設置されています。

！ 一定規模以上の盛土等を許可なく行くと・・・

工事主だけでなく工事施行者、土地の所有者、土地を管理している者、土地を使っている者にも罰則が科せられることがあります。

※最大で拘禁刑3年以下、罰金1,000万円以下（法人の場合、罰金3億円以下）

土地を貸している場合も、定期的な現地確認などの適切な管理をお願いします。

浜松市公式LINEから
簡単に通報できます



＜通報サービス いっちゃお！＞

●お問い合わせ先

浜松市 都市整備部 盛土対策課 TEL:053-457-2307
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2